

平成 30 年 6 月 21 日

平成 30 年度大阪府北部地震に係る緊急支援
学費減免制度のお知らせ

[緊 急]

平成 30 年度大阪府北部地震に係る罹災世帯の在学生の皆様へ

平成 30 年度大阪府北部地震による被害を受けた世帯の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

神奈川大学では、災害発生時、災害救助法が適用された市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合に学費の減免を行う制度があります。在 student で被害を受けた世帯の方は、各キャンパス学生課にご連絡ください。

1. 対象地域

【大阪府】

・大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町（第 1 報、法適用日：平成 30 年 6 月 18 日）

2. 詳細（罹災状況／経済支援策／該当年度）

- (1) 家屋の全壊／学費全額免除／平成 30 年度
- (2) 家屋の半壊／学費半額免除／平成 30 年度
- (3) 家屋の一部損壊及び床上浸水／学費 30%免除／平成 30 年度

3. 提出書類

市区町村で発行された罹災証明書

4. 提出期限

平成 31 年 2 月 28 日

[お問い合わせ]

横浜キャンパス

学生課窓口 電話：045-481-5661

湘南ひらつかキャンパス

平塚学生課窓口 電話：0463-59-4111